



3墨福厚第1073号

令和3年11月11日

社会福祉法人墨田区社会福祉協議会
会長 西原文隆 様

墨田区長 山本 亨



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年12月5日から令和8年12月4日まで